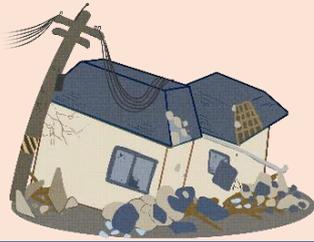




小牧市

福祉避難所とは？

※自宅などから直接福祉避難所に避難していただくことはできません。



福祉避難所とは？

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所の要配慮者避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障がい者など）を対象とした二次的避難所であり、バリアフリー等の設備・態勢が整った施設等を利用して開設されます。

小牧市には開設されますか？

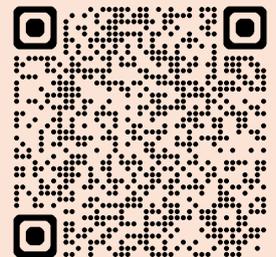
小牧市では、災害発生時には、建物の安全確認など確認し受け入れ態勢を整えた後、指定福祉避難所を4か所開設予定です。

野口の郷（第1老人福祉センター） 野口 2426-1

小針の郷（第2老人福祉センター） 小針 2-572-2

田島の郷（第3老人福祉センター） 久保一色 954-1

あさひ学園（ふれあいの家） 中央 6-101



[参考：市ホームページ「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」](#)

（最新情報はこちらでご確認ください。）

福祉避難所の受入対象者は？

高齢者や障がいのある方など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方が対象です。

身の安全の確保を最優先に、まず一般の指定避難所（学校など）に避難してください。（福祉避難所に直接避難していただくことはできません。）

一般の指定避難所において、避難行動要支援者などからの聞き取りを行い、若しくは、健康調査等による所見に基づき、指定福祉避難所への受入を調整し、移送対象者を決定します。



地震発生

自宅に留まることが困難

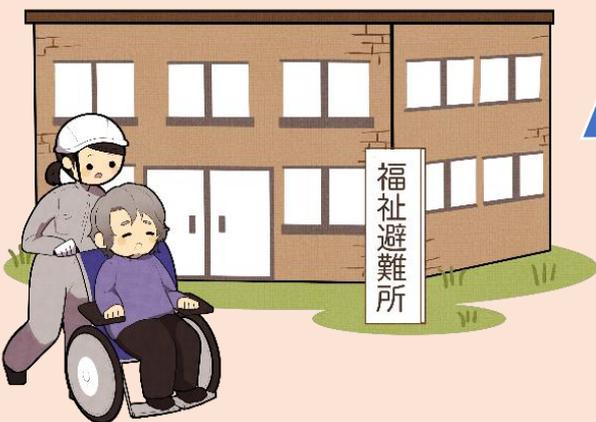
避難行動要支援者及びその家族（介護者等）と一緒に避難をしてください。

まずは、身の安全の確保を最優先に
指定一般避難所へ避難
（学校など市内40か所）



※指定一般避難所で避難行動要支援者などからの聞き取りや、健康調査等による所見に基づき、指定福祉避難所への受入を調整し、移送対象者を決定します。

指定福祉避難所の受入態勢が整ったところで移送対象者を家族や地域における支援者等の支援及び協定先事業所などの協力により移送します。



高齢者や障がいのある方で、家族等が移送を行うことが困難な場合は、小牧市（災害対策本部）から協定事業所等に対し移送協力を要請します。